

# プレスリリース

平成13年12月14日  
生産局畜産部衛生課

## イタリア産肉骨粉に適用されていた加熱処理条件について

イタリアから1998年6月以前に輸入された肉骨粉については、我が国が要求していた加熱処理基準を満たしていなかった可能性があるとの前提の下、在日イタリア大使館を通じ、イタリア政府に対し、同月以前の具体的な加熱処理方法等について照会していたところである。

その結果、一昨日、1992年から1998年6月1日までに製造された肉骨粉は加熱器を用いて「湿熱136℃以上35分間」の処理がなされていた旨の回答とともに、具体的な加熱温度の記録方法が示されたところである。ただし、加熱方法についてなお不明な点があることから、この加熱器により達成可能な気圧等について更に確認中である。

連絡先

農林水産省生産局畜産部衛生課

担当：杉浦、伊藤

電話：03-3502-8111

(内線 4045、4046)